

## 航空機利用時の注意点

航空機を利用する場合は、以下の書類を必ず提出してください。

- **領収書** (支払金額が確認できるもの)
  - **搭乗券** (本人の搭乗が確認できるもの)
- } どちらもコピー不可！

※注1 eチケットお客様控え、搭乗案内書、搭乗口案内は、証拠書類になりません。

※注2 チケットレスサービスを利用した場合も、上記書類が必要となりますので、その際は領収書・搭乗証明書等の発行手続きを行うようにしてください。

### ◎領収書について

#### 記載内容の曖昧な領収書に注意！！

#### ✕曖昧な領収書

<b>領収書</b>
星陵 太郎様
<u>¥ ××,×××</u>
但し 航空券代として

#### ○わかりやすい領収書

<b>領収書</b>
星陵 太郎様
<u>¥ ××,×××</u>
但し 4月1日航空券代(仙台⇔羽田)として

いつの航空券か書いていない  
どの区間か書いていない } 本当にこの出張の領収書？

誤って違う領収書で申請することのないよう、

- ・ **詳しく記入したものを発行してもらう**
- または
- ・ **領収書の詳細が分かる書類を添付する**                      ようにしてください。

# ◎搭乗券について

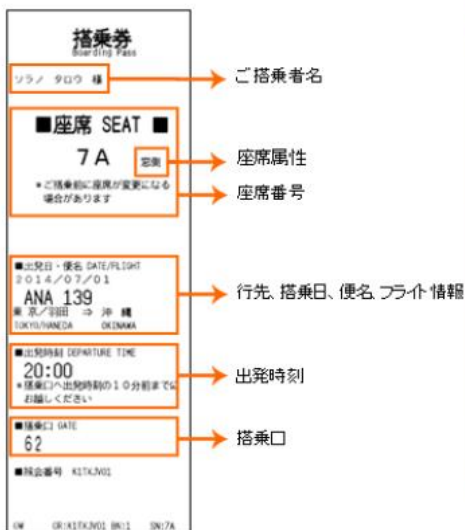
## 【例1: JAL】



「ご搭乗案内」と記されているが、JALの場合、「この控えは搭乗半券の代わりとなります」と記載されているものもあるためOK。  
(裏面にマクドナルドのクーポンがついていることが多い)



## 【例2: ANA】



### 搭乗証明書類として認められないもの

#### ● 搭乗案内書



#### ● eチケットお客様控

